

雄物川 上流



No.269 発行日 平成30年5月31日
国土交通省 東北地方整備局
湯沢河川国道事務所 十文字出張所
〒019-0522
横手市十文字町字西上38-3
TEL 0182-42-0109

—堤防の異常・変状の確認のため—

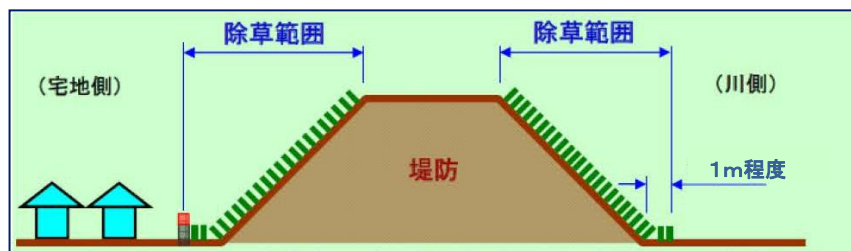
雄物川の堤防除草作業を行います

これから本格的な洪水期を迎えるにあたり、洪水から地域を守る堤防に異常がないか(ひび割れ・陥没・法崩れ等)を確認するため、その確認に支障となる堤防の除草作業を毎年行っています。

除草は梅雨時期前、台風時期前の年2回を基本として行い、除草後に目視で堤防の状況を確認し、正常な状態に補修し洪水に備えます。

本年度、雄物川河川公園付近の堤防では除草コスト縮減を図るための試験施工を実施します。試験施工は、草丈の短い適切な時期に草刈のみ(集草作業を行わない)実施するとともに、除草回数もこまめに増やすことによって、堤防機能を維持した新たなコスト縮減策として効果を期待するものです。

なお、十文字出張所管内の雄物川・皆瀬川・成瀬川・大納川堤防については、**除草作業を6月1日から10月20日まで実施予定です**。周辺地域の皆様にはご不便をおかけすることと思いますが、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。



重要水防箇所への合同巡視実施

平鹿地区合同巡視の様子

湯沢河川国道事務所十文字出張所管内では、本格的な出水期を前に「重要水防箇所合同巡視」が5月29日に平鹿地区で実施されました。6月5日には雄勝地区でも実施される予定です。

「重要水防箇所」とは、洪水時において水防上特に注意しなければならない箇所であり、河川の水位上昇時等に迅速な水防活動を実施することが求められます。

このため、河川管理者及び県・水防管理団体(各市町)・地元水防団は、適切且つ迅速な水防実施活動のため、「重要水防箇所」をあらかじめ熟知しておく必要があります。

